

職員の勤務労働条件について（事務折衝）

令和 7 年 2 月 20 日（木）

局 側：環境局総務部職員課担当係長

組合側：大阪市従業員労働組合環境事業支部 書記長

（局 側）

今般、瓜破斎場の職員 6 名について、月間の時間外労働時間が 30 時間を超える見込みであることから、「時間外労働および休日労働に関する協定書」第 6 条に基づく延長労働時間に係る特別条項の適用準備を考えているので、よろしく願いしたい。

（組合側）

当該職員に関する延長労働時間の特別条項適用準備について、承知した。

火葬件数の増加に伴うものと理解するが、管理監督者においては、引き続き、適切な業務執行管理を行い、時間外労働の縮減に努められたい。

また、やむを得ず時間外労働を実施する場合には、職員の健康状態に十分配慮した上で就労させるよう、求めておく。

（局 側）

適切な業務執行管理及び時間外労働の縮減については、管理監督者に引き続き要請するとともに、職員の健康状態についても、十分に配慮していきたい。